五色絵 乾

1曾5
326
21

門 イ曽5
326
巻 1

日酒八しらを日本法花乃紀月乃
やうなる法を蛤蜊の類多ゝ出来なる月
に満ると海八月を大きく一盃する也ふ八
の上ゝ庭出るこゝゝものゝ虎ゝ法ゝあと月
笠ゝ法きる麟麟ゝてゝを日食出るとゝゝ
見ゝを上ゝゝ下ゝ庭出るゝゝ
四月の節を立夏とゝゝ立夏ゝゝ海庚乃
出ゝ入梅ゝ出ゝ入月の節を芒種とゝゝ芒

明治三十八年九月十八日購求

雅より後壬の日を出梅雨あけぬ
まゝ梅の実乃熟す頃梅雨とし
一説ニ黴雨ニ書く黴をかびるとして
つゆ乃ふるを物ゝしめすもの黴を梅ニ
字の音同きゆへ成る歟
天のすゝ八東南ゝ西ゝ如言一月日の
過るまゝ南より中ゝ北ゝ移り
故ニ南の出八後ゝ小乃ゝ出ゝ也

命ゝ出ゝ見る風ゝ雨ゝ
雨ゝ雷ゝ出ゝ雲ゝ霧ゝ恐ゝ雷八
雲ゝ出ゝ物ゝ陽の位ゝ霧ゝ陰
ゝ出ゝ物ゝ位乃位ゝ小風ゝ出ゝ
ゝ物ゝ西風ゝ出ゝ八西ゝ小物ゝ
出ゝ位乃ゝ位ゝ小ゝ物ゝ出八東ゝ
成ゝ陽雷の出ゝ物ゝ
雷の音八陽雷の花ゝ

[illegible]雲[illegible]うち[illegible]地[illegible]人の知[illegible]来[illegible]
[illegible]雷の[illegible]を[illegible]ハ[illegible]
[illegible]あ[illegible]と云[illegible]
千里[illegible]風[illegible]百里[illegible]
[illegible]ハ馬の脊を[illegible]
八月[illegible]ハ[illegible]天下一[illegible]
[illegible]
霰乃事を明ノ世ノ俗ニ茅粒雹[illegible]

雷[illegible]大粒[illegible]
降[illegible]雷ハ降[illegible]
霰[illegible]雷[illegible]
同[illegible]世ノ云伝[illegible]
[illegible]の無る所雷[illegible]
降[illegible]
風[illegible]地[illegible]一重の紙[illegible]
[illegible]

本を抜き家を倒し海をあとゝふを
うごかす大地震動し十月七日光秀
かくれさせられ天下乃乱れ柔なるもの
強乃剛なるを制するの理乃
万物の生ずるもの風なくして長せず又
地をかるもの風なり人も亦の中ふ組む異
長呼吸ふるもの皆風なり活きるも吸ふ
入るもの病なる仏教ふるも業の風

ゆるもなるもなるもいなり人乃異
ふ二つ乃字義ふり生長して活きて病危
ずもいふ義体長とつゞきて人ともいふ義
異とも吹乃風を葛風源風暖風
異とも吹の風を冷風重風業風
無色ふ形なく水とも見ゆ人ふ言ふ居く
氣を見ず只屋根のすきる口は光のさす
家ふもなく塵埃のなやまとけ

そもそもこの家の内ふと何と
なく風のふる池ふと見ふれ境界臨
の中あしくもなりぬ
易ふいとく天地盈虛興時消息こと
まりの日盈虛とハ盈を月乃滿ることを
虛を月のかけること消息乃消ハ溺乃
干ることを息を溺乃
もとゝ盈衰あるまいとゝ人乃

おいとくもやもとゝ世ふとくまりの
ことを世ふとくまりの天地乃ふとつゝ
地あるゝ此所の足解ハ人まも治ることの
まゝ人ふ治ることふも辰まもて
聖人の天を知ることを事乃ふ所ふ所
ふれもとゝの盈虛消息の理を舍治
ることまゝの事也易ふ用ふ所ハ事も
從ることいとくく彼ふいきよせうとく

の理をうるを仏天の恵いきよせうるふ
自然の理を聖人乃至逆海を知るけ
ひきうるもも自然の理又世ふ賢人少
いとも者ふ意象をうるを富貴利
欲をかろしうるを人物又
十分ふ満さんうるを知るを元人
貴ふるへもあるをさとしるを
ふをたふまるく学するもあるを聖人の

自然ふ叶ふをうるふ
雛魚風といへハ九月ふ吹風乃事なり
庭の雪雲といへハ冶人の清ふ雛魚風起莫
蓉老といへ事あるを
唐土南京の魚ハ海魚不飛風といへ風を
ちく恐ろしきをやふ吹小京の魚ハ海なれ
ども風ふ飛くしく黄なる砂とふき
ふるもの一寸先も見ぬ程ふ天地くらやき

ことなり一年は閏二月あるを風の
絶る事多くは七の日八の日の間より南に
なるを風なしといふを
を強くしふく関東を西風といふを東
風と西なる実は南より西を西風に南つを東
風といふを大てい東風なれども
北の方より強く吹谷風小浜に南
より谷風とは東風乃事なり東風は

万物の数生ずる所に陸場の事知しても
南のうるほひあるを西風を強く吹ときは
物成悪しなり毎年吹きく
西風の強き時は大抵風にすへて絶
なるものは大の中つをやきを強く
吹き海に巣を張るものは風を知穴を掘
るものは南に向てとをしを警に海
をかけて鳴り鳴きいろを南

つるもこれ巣をかけるなり面
と知るなり虎嘯はけハ風起るなり
穴ハ何ものも風を起すなり其外
蛾ハ海の波の形を皆知るなり
と知る人百ハ及ハ面
唐山記といふ書ハ面のつる尾さ多ハ
白雲蓋ふるなり山乃腦なり
くる是と名づけ山嶺なり三日の

間ハ雨ふる也面ふる也
乃洞穴ある八ふる雲出る面出る
海録碎事といふ書ハ大面八天より
つる小面を山ふるなり
世俗ハ破軍星の
星の形を小斗星の
柄のごとく東を定む
東へ行時を春とし
時を夏　巳四月 午五月 未六月
寅正月 卯二月 辰三月
南へ行
申七月 酉八月 戌九月
西へ行時を秋

亥十月
子十二月
丑十二月

さて此月は北極星乃尾さを
を以初昏とする歟の文の時なり
夏は日天の中を行て正東より出て正
西に入る天乃度数多きゆえに日長し
冬の日は南の陰を行て東南に偏り
出て西南のすみに入る天の度数少
きゆえに日短し日輪乃東北西北を
行ずして天の正しきを知るべきを西北乃
方不足なるゆえを
正月元日を三朔といひ又四始とも云三
朔を歳の始月乃始日の朔なり四始を
業の始時乃始月の始日乃始なり
元日より八日まで八日の名目を元日を
鶏日とし二日を狗日三日を羊日四日を
猪日五日を牛日六日を馬日七日を人日
八日を穀日とし是を東方朔の記書

こいとなりふるこ陰ゆう
三元といふハ正月十四日より十五日
まで中元といふハ十月十四日より十五日
いつもの通りハ上元の燈籠ハ正
月十四日の夜ハ家〻ゟ燈籠ゟ色色
の細工花やうゝ我江戸より京の盆
燈籠のごとく唐ものゝ
正月十五日ゟ初て世に出て

ふるくなるゆゑ家〻ゟ金銀を
費して燈籠を買ひ又六月十四日ゟ
競渡といふ川ゟ船のごとくこしらへ
ゆゑ世ひの奢なる花〻あるゆゑ
皆金銀の作りなるゆゑ
家〻積金
貧なるゆゑ
金銀の融通

二月二日庚戌の日、長安のまハりにまきを出城のまけといふ。又倉の日、庚戌の海きを蔵まけといふ。事唐土小京の意ふるとしるべし。

二月旅行当時少げ日の第ぬ而乃清水を若へ疝を療と称ふものなり。養生論ふ見へたり。

二月初雷の時支畑作しふ初生ば生ずるを不具なるものなり。生を雷鳴まこ八日食月食の時は懐胎生産ハかるるなり。産むといふ事邪意の感ずゆへなり。

三月上巳の事唐土漢の代まこハ巳のひを用ひ三月ハ限らず。魏晋乃代より始を三月廿日を用ひ来生ず。

農家よりその濟ふ三月卯の日ゟ三ヶ月
まで一日壱ッ米吹しをいて
四月より七月まで天下の絹
尼寺ふ入ゟ勤ゟを結夏といふまゟ結
制ともいて昇堂ゟ長
ゟつゟ長ゆふ糸出あゟ河ハ茶
むしけらをいてあゟるゟふ九十日ふ安
居ゟ事ゟ七月十六日ふ夏ゟ去る

式解夏ゟ解制ともいて
六月十二日竹ゟ植ゟふゟ此日を
龍生日ゟ竹辭日ともいて
五月乃中夏ゟ後の氣候を淡ふ
九九ゟふゟいて
一九二九扇ゟ三九二十七氷ゟ
ゟあゟ事ゟ蓋の
出ゟ事湯あゟゟ四九三十六汗
ゟ九四十六

かうべの林の繁きを載て六九の千把
涼しき事なくて佛寺に入る七九六十三
庫の上に蓄きつる海を見ぬ八九七十二
物をまとかさねて見て九九八
十一庭に紀ふきて二行目の人を
十二月の中に浮乃九九六
一九二九和歌を三九二十七籬
に花を齋寞して把九三十六釈迦
の小坐宿のおとして九把十六湯屋かく
うおく六九六十把搔き者の元寞に出る七
九六十三月に入る前の光ふける八九七十
二大猫の口げを見る九九八十一すき秋の
一面に出るまを乱浮の九六一九二九和
歌をそうびに懸て三九把九煙を見まい
を酒をのむ六九六九新朋友の面足
見て七九八九河豚ふをつて柳を見る

器を掌くゝきを義うすに六月よりなりて土
地の湿ひあるを意ハあるとうまゝきを土
月よりをてを動く是ハ場中より伝を
陰中に陽ある理なり是
蔵内泥事ニ書ふ七夕乃日小児の人
形を壊ふるゝ婦人の魂のふうゝ
是を化生とゝ婦人のるをまうるる
まうひうるゝ云

冬至ハ日蓋ふ雲ふ雲ふ人て一年
の吉凶をうらなふ西ふ多きを
出白きハ人死を赤きハ兵乱黒きを水
黄なるハ豊を也
四家ハ村のうゝ
日乃今夕ハ夕やけ色ふのゝ色ハ白
形ゝを風ゝ○三日月のうゝ尾を
を向るをゝきハ白ゝをひまるをゝきハ

雨降る事〻
東風ふく蓑笠乃用意すべし
雲東へ行て晴西へ雨降ば晴
少雨降る○春の甲子ふる雨
夏の甲子ふる雨ふる大水秋の甲子ふ
る雨ハ豊年乃甲子に雨ハ悪年
春乃巳卯の日ふる風雨ふる事多
し夏の巳卯の日ふる雨降ば稲の実入ず

秋ハ巳卯の日風雨降て海川の魚類ず
ち乃巳卯ハ日ふる雨降て但是の所ず○晴
乃の降きる時ハ庚の日ふる雨天乃
降きる時ハ庚の日ふる雨降る○雨降る丙丁
ハ日ふ晴る雨降ハ戊己乃日ふ雨降る
○朝やけハ町へ出る夕やけハ多里へ
行○正月上旬の子乃日の事ふ吉凶を
うらなう甲子ふる日ハ豊年雨ふる日ハ凶年

子八稲の出穂庚子八兵乱壬子八大水のこと
○戊申の日晴天なれ八茶臼屋百ハかり来
らるなり○月末廿六七日ふる来月中の花
ゑ成ちるべし○三月ゑ卯の日が三ちゑなる
ハ変ゑまるべし○三月ゑ百ハかれた桑
ハ蕾ゆ〳〵三月二日晴天なれ八桑乃葉
ちげる○一年中ハ運さまの利のあるゑ利乃
ちきと八泥月十四日ゑ雨ゑ○盆

暖ふ夜ゑなれ八日てゑ日ゑ〳〵○夏ゑ
の日ふ雷ゑれゑ土用中ゑ〳〵○立場
ゑ雨ゆきゆゑ一ト雨天ゑまし〳〵○六月の
粽(ちまき)を食ゆ間ゑ入ゑゑれゑ○六
月三日晴天なれゑ暑ゑ〳〵六月三日雨
ゑなれゑ秋ゑく涼〳〵六月ゑつゑよ八
ゑゑ八大穀の出来ゆ〳〵○新七月の花
ゑ入ゑ八ゑ〳〵前ふ入ゑゑ暑

海〻○社日より前より八月乃中旬迄ハ茶
屋海苔○社日より海苔を茶屋迄
○ふとり八月より取て来る正月より
取ふ所なる○十月取日墨ふを家海
く炭の売買し○十月朝日の取風を
炭く所を始て炭を焼て綿
うを海苔がなくといふ○茶屋海苔
まのを後〻茶屋中〻なる者也

海ふ所なるを茶ハいつまでも言し○十
二月ふ霜が降ると霜が切ふ渇ふ知
ふ○大晦ふ大ふ和で来る中
年を病す○一日乃用ふを口ふを
海ふ食を〻を一月の用ふを口ふを
大酒を〻を一年乃用ふを口ふを
方〻行〻を一生の用心を口ふて
ず家を建ふる

唐の李徳裕といふ人平泉といふ所に
別墅山水樹木竹石をあつめて樂
とするが為に洛陽より千里の外
なる人なりしかるを孫に
早く海内に名世乃至
出る人花壇を仕立て美く
花実を造いやしい乃場にも
木石の類力を入る事無

入る事を厭ふ孫たるものは
隙なきの所なるにても執念の念深く
子孫たの物なる世間ぶき事をおそれて
彼李徳裕の遺戒のおもきを以て
其人ぶら次第又諸の人の諫めの
ましを他人なるものまでも制しなりとも
我子孫たるものは
や富者権勢も一旦他人の手に

人を[illegible]ひとりまけひとりかちを
なのむんなる人を[illegible]地物を求むさ
[illegible]を山河を[illegible]毎年[illegible]
のるふる海まき石器の[illegible]物[illegible]庭
前乃[illegible]の[illegible]ふ[illegible]と[illegible]地[illegible]の
すまあるく風[illegible]のむ[illegible]
金銀の[illegible]人[illegible]き[illegible]ふ[illegible]後日他人
の[illegible]ふ[illegible]も[illegible]

[illegible]趙仲とり人を石[illegible]
百人かせく遠海を[illegible]鄭播云
人を[illegible]石[illegible]六拾[illegible]の[illegible]
[illegible]物[illegible]
雅[illegible]云[illegible]
人の[illegible]
[illegible]
[illegible]

色くろく尾ふとくとも太くハ江より水を
紋ちやくさく溝る處よ人の性知りくさく
心をけぐし江より南ハ紋の處もかみ
やくかとて紋しげしき也へよ人の性わるしや
うふさく心たくさうもて
水の推き所の人も眼の髪もよくまさ
お姑多し紋の重き所乃人よいさ量也
おほく又らんだ多し水の薄き所の人も

おほくハうつくし紋のかろき所の人ハ腸
痛もと病りの多し水のよぎき所の人よ要
せむしヶ文背(うしろ)へ反(そ)る病おほし谷紋も呑
人ハさいへ流さまもいふう塩辛ある紋紙の也
人ハ心ぬろかり涕洟(けんそ)うる此の紋も吞人
よハ病(こぶ)多し若(なが)き紋もの也人ハ病(つかく)多し
其き紋もの也人ハ命長し山紋もの也
病の多きもいとよわりのハ婦弁とし　さくの

めをそうしひなし若く塩なるあれば
久しきものみな腐きと習ひ
麺類を食せば又流れ川のみなもの
病ひ何ものも塩辛あり若きあ
ばかりまくいめんを食へば女のきを
やうに何かあふれ物を飲ふ女を
あれを同じ法華経なるとも
常に用る水の事を陸羽が茶経まいふ

水の出山あれを上ると川乃あを中ほと
井乃あれを下ると湖乃ほとりあるやう
流れあまきあるうるし又人里ちき山
あるいは浅山の奥の谷あるいは山の麓
霧のおとふむし又毒蛇乃ものなど
はあるまくは毒もあんなくそと毒ある
ものを悪く瘧を病ふものは大てん川
あは井きう多く井のあををげきが

多く山水に其[illegible]
[illegible]
元[illegible]
并[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

宋の代の[illegible]富家[illegible]
雄黄と[illegible]と[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]
雲を[illegible]
武人[illegible]
後[illegible]

[illegible]ごろの大工職人まさ数千里の和[illegible]
[illegible]也普信寺殿[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]宅[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]子孫[illegible]
郭令公といふ人[illegible]
[illegible]の孫[illegible]
[illegible]職人[illegible]

[illegible]といふ[illegible]職人[illegible]
[illegible]数千年来京
[illegible]の孫[illegible]婿を大[illegible]
[illegible]今何[illegible]
何[illegible]家[illegible]
この[illegible]出[illegible]去[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いまだ五臓に徹底せざるゆえ
なり
食肉不食馬肝不知味といふ古き諺
あり世人馬肝を忌まきものなり
毒あるものなり色かの食味一色にして
ぬるものの如しといふ味とも知るべからず
腸をもちゆるものなりしかも毒ありとて
わざわざ毛皮食べしも百一毒中の病と
なりて世人一命を捨てし例ハ天下乃
味を食ひ尽しても飽きまじ然し
て天下普通の肉をもくらひ食べしまでなり
然しも毒あるものまで食べしものい
ふまでもなく今世人ある如く河豚をも
見る間毒なりとて
小さな魚にても毒まじりなどと
ぶつ家とうしるべ口乃市の欲

ふつてまとく身をうしなふことを憂ふるといふ
物ふとく血をふき出せとく食をうけず常氣と
いふべしとも
ものうり人ときうきき山坂をいとはず風
をもうれひとなりとせふゆうをあるかたる
とくるべき蛾の法をかたるふるき塊り
つまびらく大なる毒あるものを吹くしとく
あり流血死をうれへ若年の記の門まも

百里の道を行人を九十里にて半分とこゝ
ふ意にこゝろあるとくたるのものをたるの
ゆへ切りきるふるうるの時切りきを用ひ
せまとをとをけうる事を為ふ書を
ふるうるとく
をあるふしの廬山といふをのとを潯陽の
山より匡續といふ仙人山ふ廬をむすび
ゑとく住るハ周の武王乃法をうしが

海上威烈王時此人ども出て海に廬を結ぶ故に
廬山と名づけ又匡山とも匡
孔子山といふ山の麓に黄州の東の
方に楚の王の約束の時月
夜山上光見る故に古跡なりと孔
子乃庭石とて石に筆の跡
さいなむ又孔子の硯石とて有り面に
毎日墨の色出るとなり
水の立といふ事あり杜子美の詩乃
所詩に文あり東坡の詩
小黒風海と詠て立といふを俗に
海に龍乃あり時雨を降きた
り百里ばかりもたちまち雨不
り海にたちまち消ぬ人是

水の立ちのぼる地なりしに文明の正徳
年中に文安縣主の小泉の内に
住居せしに事あり夜日八重穿ちて
しるしをあらはすまでに清らと
なる地より言ふに六尺だに水の底
らとなりぬるに中ノ小路ふく中
ハうつ流るる横ふ一ツ穴あきて毎日
ふるまでに国かりしふ打しも盜

賊を乱暴しあ人を殺し金銭を押
取せ時世流相乃宮ち人をかくまて
盜賊ハの主命ちをかち事あ拾
しきるうり
石多き山乃麓ち住る時竜言ふ地ハ
屋ちを人寿の延びきふく石蔵る事
あ是石ハ不治河ふく年久しく風
雨ふく打ぬ是ハ初是蔵るし小

石すゑもてゞ世界の旅人にゆきて生者必滅の理天命の厚薄人いろ〳〵もとゝ神も自無ふ者よ
生ものゝ悪人も生れむ
さはり死を知て神よいの生体ふ新
ふ生を形ゝ産ゝ死を行らず
死の位の迷ひて生ハ祈りて生を論
ゝ産一人淫欲をもつゝ

事を考へ正しゝ
ひ長寿ハ世界ハいのち
北延人事をもとむるハまことひとり地
紅ふ迷ひ人を紅ふ紫ゝ肱單ゝ
死ぬをもて老ハ紅
より三月ゝ紅所掉乃ゝ
しむ初めて辟ゝ功ちゝ
ものゝ

船の[illegible]人[illegible]世[illegible]も[illegible]宋の国へ
[illegible]
宋の[illegible]祖[illegible]
[illegible]
山水[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
衣冠装束[illegible]
成[illegible]
業[illegible]

なりひら所にて京極の地を又後の方
より見あてきと思はれそれ地相の様を
見給ふのうちさぶらふ風流すき
さる方にてじ八十よ一二を又さまかるに
先の宮ゆ遊び給んと申しかと九の会
をもよほしさぶらふ或人乃言後世
後ひ様をいとなむ乃申はんと乃申む
く侍ふ所にてのうちもちまうで

給ふ者ども見あはせなく一方にて又
らぬ内を先きへ行てまづ
見るべきもいとあるべきまま
ぬとも也こゝにまま行方を
相ひ乃面白きなりも中途にて退屈
すべきも相同体の友を誘ひ大勝負
かりを大勝負をもとめ組合
碁にてふる物也
碁にてふ乃歌あり

如何なる無中法やぶる所中功者も
拔員なきもの
ゆゑ法の力なく男女ともに
歴くの力もかなはず酒をねむ人と同座せば
不達なる者も速やかに悪地を
出るべし親切ふんとゝ義理をそむく
法乃ひいの姓をうるもの事に拔行の
大もとゝいふべし

汐れ満干ハ海の出る長入る長なり人身
長長もいきくの生いぢくの者と知
事なり天地の万物ハ月の変化なり海中乃陰類の地
法京の様子なるにより海中乃陰類の地
皆月ハ慈母なれハ蛤蜊の身
一面ハ満ち月の時ハ魚の脳が厚くなる
海ハ天妃神といふ神あり霊験ある
者なり波海を渡る者の祈願利

生命をすてて波風の中をもまち
蜘蛛はたびに出まを夜まにたちゆら姫乃
光を現世に出ハ危くても必無難すく波
をおぼれ死ん天地とは生物造天有
ムらぶ尾ものまをふく女郎よハあるぞと
うや
唐土大宗皇帝の御ふ人くのそのしみ
をもはけて走すしかく城郭を

ふらしく行ふ家をかくハまもわく
べ乃楽をうりて酒食飲珠玉をかさ里
分す後宴をまくハ婦人の采しうり
有ものこ世をものとそうきゆをを紀ぬと
相く交易をるハ商人乃しみく位うき
後すう重き知約をるハ士乃楽を通
軍ふをくむく敵すきハ大将のは
をうり四海を平うるハ帝王の楽をうり

人の頭髪ハ六七寸なれども いく倍の者
かゝらの用きハ 毛造物ハ天地
生ゝ成を一すのひゝ人ゝ造物乃
かゝる毛人のゝ みゝを始めかゝるも
毛父子兄弟ハ 毛髪ハ 似るを四
どんまゝゝ ハ 新る 更始ても一振ゝ
毛始ハ人の功を天ゝもまゝゝ
いふ角

人相乃法ハ髭の長さ髪ハ長き髪ハ毛を
倒挂とゝ相ゝ 汲雅ハあゝ ハ唐
乃崔珏ゝ人ゝ髭の長さ四尺王育劉渊
ゝ 面人髪三尺劉渊乃劉曜ハ髭の
毛ゝ 尺淝靈運ゝ髭ゝ 北ゝ劉用
胡天渊ゝ 毎ゝ 毛何尺ゝ ハ
除髭ゝ元ゝ 髭の者多ゝ 身の
ゝ ハ

人相の書に再び京のかたぶのいと人面
と云ふ又再び宮人麦粒の入る人い
命百歳を越ると云ひ或ひ百年
金銭を呑むと云ふ百業の寿命を
ぶ事なり
是に基づくあるいは位高き相ある滑の高粗
地位乃役ある七十二の浮沈あり地平
基づくあるいは花の如ぬ所ある故なり

あり蓮なる所に咲るいとのまもさしも
月間一面に咲くるなりとも栽別あり地
事なき人をあり
寿命を延んとて松脂と川ふひと
四十九日あり死出を大ふかけて煮る
一度をもげくを見一度ゆるやか
ゆ見をいくに為ずに為じ
あれの拙ふるに時鳥梅と地黄に

まことに菓子をもて服せしめて大使秘結する
ものの生命の活水をのみても腸ぐ
らに呑うるとぬ人世に丸薬を飲むもまた大
動の性をもつて候のかきはたく活るよ
命をもつぐ毛毫寸を延んとかこれを
短くもする法をもて命は長短をおのづ
天教の定まりあるを人乃ち是を離
第に仁義の約ひるるを以ての用に廉
牛を同物なるべし治世を治とするを為
ひとしく天を公方に為ばなるべ祖乃
第をもて実に大将ほどの権威あるを忘
人を無きに人よりかるべしかるを以て
史記をも質殖傳を別伝に立て古人の
第をもて人を用ひる者
意をもて古乃ひとものの八皆天の付を
見ずしらひ地の利を延ひるるもの

愛ふ度しおのれ金銀の融通よく
なるは富上乃貸殖さいてふものなる浮の
世乃風俗とあらそひんいやしくもふ
るとなく商人のおもきまあるを
人々そなるまきハ天の罪をる人といふ通
ちりも貧窮ト絹の人ハるまきハまこと
富者の家ハ美くふるなる乃なを恐ふる
ものなりまいそれ立ちてるハ程ものも
ものつきを出るとなるまきハ
やもきふを曲をとそ宮を又度
二つよハ血筋のいまを宝ぬ内ふ
精をとけづをうなる三るハ
かける女大樂あるふ紙をかとよ
ものるゆ人ハ計業ふ
風ものとも義をくしそ害ありまハ
うつくをもさるとおのみ恵ぶ

世界の事業をなすべきまうくべき福相の者にして
なりとは世間にて多くの人の知りてもいと大切が
ものなり
山乃宝なる者は男子に多く次の宝
多き者は女子なり山坂をけしき所
此人を宝の法とし大河清くなる度の
女人多し雲の山を山に住む人を

なんじ志びとの病多く治ずき所の者を
長寿なるしるしとし
婦人の上唇に黒子ありたる婦人を
出産多し
六十より上は高を加へて六十より
上は年後を住むべしと七十歳後
無世間一切乃為利根なるけどして
只天性しぜんまさるべし

只恵子愛ハ人乃身ニ害あるを酒と云
ふもまさる為ニ富貴なる人も多く酒
ニ色ニ身をうしなひ賢智ある人も
功名ニ恵を忘れ命と換す
世間ニ富貴自生ニ成ニ
ばきるめ欲をかしいまゝふし功をなく
徳をなくして官厚禄をうけ上に
寿命なくハ世の貧窮ハ絶るもの

いとゞ生ハきや若ハ富貴ハ人ハ出し貧賤の
人ハ短命なるハ天の恵こひきに行為なるを
いふ為ニ許公といふ人の云ハく天帝ハ
はるふるゝ所ハ貪欲ニ所ハ多くの人
をの寿命なり人をの天帝ハ
をのゝ寿命をもつて天帝ハ
のゝ寿命をまつる為ニ
中国乃治ニ病ハ消渇を食し

く辛食を
中風すく食物を忌むべし
つゝしむべき事
ふ黄耆防風湯を床の下
ふく物を忌べし鶏子
食をあつくすべし
ふを加へて邪を除て
ゆる事夏の毒ハ生姜の志ぼり汁を
げを雑煮すべ
迄ゆるべ乃虎口ふ汁をさしも
ばちめさせ竟を虎口ふ熟び
こゝ〳〵ものびとの日ふ事なり
眩暈の業ハ乳の汁ふく華撥を煎
してのむべしまた治を
女乃頼の赤きハ乳房ふ汁をしく赤
ふ治る
應聲蟲ふく腹中のむしを人乃ち
しつゞふ口ふ出る病あり是を治を

骨八霍乱ヨリ又人面瘡トシテ膝
小人の形のかたちあり或ハ目鼻ハ
食物ヲ求ル腫物ヨリ毒ヲ流シ
奥ヲ無シ或ハ
ヲ喰入ル死ヌベシ黄ヨリ蓋汁
汁のまんべんす白出腹中ヲかみ
いたむ小腹空腹ヲ或ハ
ぎ乃ち手きハ
四肢骨節ヲ
ヲ胸のあ
ヲ塩ヲ
ヘ
しヲ
此
上ヲ
小ヲ

葉を用ひても益あり[illegible]
ひま紙自ひとをくすべ
ひけ[illegible]葉を用ゆるも
[illegible]足の肌さうの[illegible]
病をえて紙を食[illegible]
瘡をせしうを[illegible]
寒瘧うり離[illegible]
つこ病を後[illegible]

大黄芒硝の粉をふりかけ吞べし
にはうる病家ハ多くハ火うの中き
病をおもふ病うを
疱瘡ハ小児の命境ふく世の[illegible]
[illegible]ハ抵毒のまゞ
[illegible]胎妊ハ浮丈妙の道を[illegible]
[illegible]
さ[illegible]血[illegible]又十月

膳部のうち好像の物を食へる事
或は其の肉の脚を焼或は兎乃血を飲
しめて稀豆の方法行はる人
〳〵ふかい事なれども足を脚を
ちりもなく焼や回復回復毒双生の
兄弟ふたり出産の多所を地雲泥の
をびたゞしき一対乃宝運ふたり右
内不同あるべき歟

結果あるべ又門並天死しる一対小児
は根ぶやしまるを兎角禁忌を
守る紀つ以相ふ男乃保表
除食の品を法しめて世を愛しる
右ふるべ業八姫様中をやるげ
毒と解毒する法ふ姫を殺害
出生後門托一浮ふ中成健ふ
膳ふちまきの事

かたちをうつす事を好むこのゝみかたちをうつ
病をうつくるる事甲斐なき性乃ゆきをあはや
しき流を汲る人ゝ主人を謀をするものゝ
人ゝ主人渦をうつくる迚
大工乃家をうつる迚祭祝て棟上け
るを迚ゝ兄文と云ふ祈祝をする迚
或大工乃棟梁是と自慢しる迚建
る家ハ右兆のゝ家ハ正ふしをんぶ迚

是ハ迚ゝ以ふるふさほどまでうひのゝ
きくゝ定るハ彩ゝ神つゝ乃出ぬやうゝ
ゝ法ゝ乃ゝ礼金をゝ食ゝ
ゝ乃是ゝ大工乃まうひもゝ
ゝ云ゝ
病をゝ出ゝ渦ゝ
淵ゝ格云ゝ
紙書名画ゝ

なり獨立のものなれども黄門うすく
人乃ちぶれとなるあり親乃かたとのみならず
ものいはずとひとくかきうるも第二段ハ
筋ちうり書画ちかれども詩奇速逃
能中与馬詩劍の術技藝俳優の等ハ
知るまじく清世ハ清世なれども詩を作り古
人を師ちとも学ばざるもの品ハ
後人の似せがたしとぞ

古き墨跡を紙白く粉乃ごとき
墨の色うるはしく字の形やさきえかなるを見
る況ンやあるを又ハ
つくるを見ずきもあるべし
古人乃手跡を学ばんとの為ニ
書物をたづねて人生涯なれば
知るものなきを初ち我れを師とせ
ばの法ちう古人ハ書いまを重ず

門人全日後小自己の筆ちく変化せ
べき書ちもそく書人あり如ち書人
物を写するのハ富初ハとちく書
中比ちち年書き流ハとちく静な
る小成能也ち古人乃書をうけとと
ち一点一畫ハ遠ハ振ちく似せて
ち年熟ちれ何の論ちる意
人日比信拾十月満ち是世勇骨肉

全備ちち生ちぐそく成度今日国が
百世来物ハ百世ちい雷ち何ち成
唐の代宋代ちハ茶の畫ハ海神仏
人物多獣行木の形ちとちかきち
扇風ハちかちの形ちる今ちの所絵ち
ぶち

顧士端　劉岳　李思訓　王摩詰　王洽
項容　荆浩　關仝　宋朝ハ董源　李成

郭熙 范寛 米元章 倪元鎮 巨然 李伯時
趙子昂 李龍眠 吳道子 黄筌 顧愷之
明ノ戴文進 劉松年 錢舜舉 尤子求
仇實父 又唐ノ李昭道 周昉 韓滉 戴嵩
所翁 林良 呂紀 元朝の任月山 雪窓和尚
大癡 又明の吳小山 蔣子誠 沈啓南
文徵明 唐子畏 侯懋功 莫廷韓 顧仲方舍人
董其昌 吳文中 韓幹 張繇 僧展子虔
閻立本 王朏 曹弗興 僧ノ傳古 徽宗皇帝
徐熙 顧閎中 羅隱 羅塞翁 張及之 趙永年
李靄之 何尊師 滕王元嬰 郭元方 張文元
書画の類ハ七ツの厄あるハ亟説ニ云く
〻〻撰ハ賞ぐるきもの多くハ稽貴乃
家ニ入ルとき〻正第ニ偽書混乱をこゝろハ
豪家も折〻ハけつしてよろあひ拒
偽乃名物を出ス 所の我ハ納ル只紙の

出の為にきりすてゝ永く世上の人乃目ふ
つゝしむ事ふハ名物を好む俗人物数寄
成商人家ふあらそひもあらそ奢侈の花
を目ざゝ〜ゝ俗人の目ハ奢侈を
目ざゝに利あ生ず俗人の目ハ奢侈を
よハ富を生ずる家ふあらハ物産
を自由ふして永く算筆ふ底のちから交
つる事ふよハ勝ふ生の若者一文不通の族

水火盜賊の難ふ逢て生ずる所
を知ふ生ずふハ不生ずる紙師細工人の
手ふて表具おを仕ふ恰好ふ成ふ
を家ふ成ふ或ふ悪ふ偽ふ物ふ
地正ふの所ふ出ふ偽ふ造ふ出ふ
を書の不審ふ成ふ國乃退轉ふ
ふ又ふ乱大災の原ふハ此七ヶ条ふ
つ〜ふ

聖人は諸藝術の間に書を第一とし筆を
次に碁を禁じ琴を費し囲を省ぶ画を
人は作らざるべし
貴人の妻は威よりも徳人
婦人は妻を娶らざるべし貧
婦人は妻を娶すべし
婦人の妻を娶らざるは
この日を合せざる人乃妻を
娶らざるは肝積症なり
其女の恐るべき
其安く家の静なるを
家乃柱楠を
妻は閨のうちの楽ふまよひなくこれを
たもち
威光をすべし
心をうべ
世に
形なる女を小人

書紙をも殿の紙をも女乃云葉をも用ゐ
ゆゑ清紙をもかゝしき女の姿をつくるとも
ゑ元姫人女乃むまれもよきいましめ一ツ
ゆゑ嫉妬二ツハ人と仏乃
ものをもるゆゑ法ふせうるゆゑ六根
法をるゆゑ六ツハ妬むるゆゑ七ツハ仏法
ゆゑ八ツハ勝ちやをみやうこゝろ
十ハかゝる地獄を伝ふ十ハ女つき十
二ハ地いまひ十三ハ神仏いかり十四ハ
老ふゆゑ也右四悪業の報
さるゆゑ婦人の報
ものゆゑ
女部屋の事を忘しなふ

孝 親ゆゑ子の道
弟 年ゆゑ月ゆゑ乃ゆゑ
忠 仏ゆゑ
信 ゆゑ
禮 地ゆゑ人
義 地ゆゑ
廉 ゆゑ
恥 ゆゑ

世人のとりたてる高貴なる
世界にて貴しとあるいやしむるものも
かりあるきもなく又上を天子
公方にも交りたい百姓職人の業にも
交りきりの仏縁と出家なる
釈迦の法きの法華経乃末世乃人有
善と世よりの善あり伝仏法ふる
ものを伝のとき(法あ)ある

ことむよい仏縁をもちもせぬ末世
道徳正しき君子の仏法をしるあれて
まる年月絶とよき結をもとなら大悪
逆と云る人をあり一生悪業をなしても
死ぬ際に臨終をれば皆罪を滅る
ものに生涯よい百万命をもふ人で
もづる事もなもひ事に何ぞや
死きるに一念不陀仏耶滅亡罪と

一をひのさんげふをなしてのちにかきあつ地
やをもつて悪人のんをまぬ罪をも
バ死後をもてなすのまことにぐのそで
のうちをあらためてせざるんやをもつて
他乃人をを行ふを法のあるをもつて
あらひすてふを罪をも正をを仕
場ふ中名切のあるをもいたんや十悪
信仏のををき地獄をあるべきや只賢人乃

仰をを一ををふを善をすしををうの乃
さいをひとををうをでを又善ををしば
様をのをさひとをでをををあををきの
数をのをを他ををすしてを悪をも
ををを他ををををををををををを
いをを

儒老仏をを三をの教をいふ儒を周公孔を
をを一世をひを仏を釈迦ををををふを

いく老るの道を今乃世ふるとそうり今
来たこうくるなと他人の道よりこ今と事
多くたるあらんと老るを清浄無為して
聖人のたとをとくく智恵七覚とうきもの
ホトケを拝をもおがみてて大むりの
祖代のをとふるとしてこの事ふを法く
の人の出生乃事をとうふあるを
生死のたとわきまへ多事こをうる雑

き事也死人を物をとりそうといとぐ異
途の中を強くしかるこさらい死しを
八物をくぬかとをとぐ美ますてうをふさら禍
福のをとうある事を把うきまをあるぐ
聖人の云ふをも鬼神の徳を感うるる
因縁ふ所ふるのをとくくこと決ふ可をとしを
ふをうをも無きこをも測定うきまを事
うるくくを生死ハ百姓を人を天地の事

ばかりをむすびて
いのりをすれば
聖人賢人こうをなし
る事なり人を害
害をなすこと云ふ
又ものつくこと
を事なり世間
仏にあらずして
かんにんこうをなし人をむすび死しても幽
霊となる或は獄羅刹なる事
内は毒害毒虫のあること多獣虫
内は虎狼蛇蟒鰐鱷のあること
獄卒なる途の門はせまく
獄屋責道具なる
禁しめ
さんよくなれば死後の事を
おのづから

形をなし
霊(もい)
おのづから
地獄
なる事有

わきまへきらるべきなり

神変とは龍なりとも人よく色を阿

ふ虎なりとも人けきに獣なりとも人ら一

揺ふいまだ見ざし欲あるなりさしも

人をもて欲をもて利

欲をもんぬるがごとし

龍といへ物をもて淫乱なる物なり

角をもて物を交るなり

ち蒼龍は九種ふ九種ふ九種ふ九種ふ九種ふ九種ふ九種ふ九種ふ

皆龍なれども似ぬ一ふ蒲牢といふ鳴

吼好む二ふ囚牛といふ音を好む三ふ

蚩吻といふ吞を好む四ふ狻猊ふ云

睚眦といふ殺を好む五ふ

睚眦といふ殺を好む六ふ

ふの心六ふ屏風といふ文章を好む七ふ

狴犴といふ訟を好む八ふ狻猊といふ坐

を好む九ふ霸下といふ重き物を

屋をもて好むゝ又世れす詩の種類とゝく十
父子あり又憲章ハ固ひさのを饗餐を
あとなを蟋蟀ハ腥をぬみ蠻蛮ハ風面
とをなを蟜虎を文采とさのみ食猊ハ烟
をこのみ椒蕃ハ口とを閑るまをふをを
動蟲を除きふうまを好を鰲魚ハ火
とをみ食をを臙をまを
獅をを鉤戟ををを虎ハ火とを恐し

象ハ鼠ををを振を洞攤とを恐る
やまひ大人とかゝて人の腹中ふ犬のをををこゞ
まう陰〳〵成もゝ人乃命あやうし業
を用ひを芝を療治をして犬のをを小便
の中ゝ出るゝ世業何を用ゐる事を遠く考へし
衣類をかみを付をを衣類を焼を
所乃上ふ二三日をけゞ犬のををを酒
くを平あをるをこゝ此和ふ又一種犬

あるとき鶏を食べて骨を吸うと犬も
あるかとはなしの中に犬の猪突と
いへるを聞て世間にも似たる事ありと
鶏の卵にかたどり小さき犬の
壺食ひの業を用ゐたりとて
物やしき見せもあり三ツ物つき
はるあやしき事ものつくりきたりて
又あやしき見せものとうるものあり

いへるものあるを聞て魏乃代有
玉周翁こりて人あるを物る日嵐延宗を
出さく人員の物いひぶりをよりて玉周翁
をもかいつ義用より見世を出
せばしく居りて嵐こりて宗へ
をいひけるを聞て恨みをまき
を嵐出て今度は宗をつきんと冠を思
き夜とをもいひ合ハ周翁をるハ今日

此日中に死去ありし周南文臣来りと世ば
蘭も又文臣へ論る志ありしかば文出て
来るのなりけるといふ周南一向に返答せず
程なく日中に近し蘭出て八人と
数度も同じ事をいふ周南十日中に
かまへり其時我ぞこのいふ事に周南なる
返答をせず八日もなら命ともいふ事なりと
いひ終りて蘭筆を取りて死ありけるまで

蘭の若きと見えし衣冠も見えず
よくよく見れば常に能つきまとひしとぞ
白帷書に粮かやくしほ清くして蘭身
と合せていかむハいつまでも大吉事なり
武人の家に親類朋友あつまりてさぎや
かかる寄合のありし時数百の蘭門の
弟子人目の程に立て手を合せぬはなし
あひみしせしとも及げぞ聴らしき事

さて庭並中の人々騒ぎて出て見るに是をとらへ捕
しけるが人々ちらひて天狗猶く川ま
法ざまり仰て一人もとゞまらねる
都すし又ある歴々(れきれき)の官人(くわんにん)皆さびとて
さて行見はすこぶる不死仕立る付嵐一
此人乃おとく面見ふてさとをあすね
きこくおりこなると再三志ることいへども逃(にげ)
ぬる見へさて官人をとしきて行くのまゞて

かぬ沓靴(くつび)とてつくおつけられしたは中にて大
きなるまもしをたえ人隙るるが出を立嵐も
いづくへか行きのえぞなりぬ平世にても
へき嵐すれども人の為に難をかせてす
かしぎうすのとゞめうま
魚ときの瀬にはしひてかやうくものかり
いふかとちひき絶うあくすふくても大かに
さつのかる人々なとも多くは風に逆(さか)らひて

花さらさらとはいとどさとれと鶯も梅も
咲ほこるなりうり人目の風雅若骨ふく
命全く安楽なれとうるはしき色
ふかしと
陳浮山の波叢とかの書は魚と春夏の
流れを逆らひ然れとも流れに咲とあり
いくかるの来考へ
鳥を思ふうりと人これきらく又鶯の

鳴びうきと人これもなびかれとかく
なきのあきと人く前でもり思ふ
あくをもりく云紫をはしり行蹄
きりすき海鞍と恐きく前用ひと思ふ
うしば鳥を部あの忠信といい泡
物をと人く鶯とうひと鳥をき
らくを金云耳ふさうの鶯ふ
南京乃さる歴と世家ふ国の猿人

くちをあてるが或時眼元のかよをいくまたる
なる人間とをとをく猿と親子にはせしよ
猿無如をく或者乃猿乃いとを池おかく
まてをまをとらんとをもをぶをもをいくをぶ
鷹をいるをくをとらへむ猿鷹の来る
をとをんをををちをもをちを鷹の上に飛をを翼をかを
鷹の上に敷ををまをいくをを
鷹をとをけをるをふをるをうを何をしを

死しををを人間の外の猿ををちを面
のををををくをけをを猿をををを鷹を弱
行をる遠東をいをを人鷹ををすをを
来ををしが鷹を知をを小を池鷹ををを
縻をを切をを放しををを鷹猿の上を池
行をを走をくをのをを猿ををけをを来を
足いををを行をを行来をををををを人を
不来をををを所をを空ををくをを空

ちゝ一ト[illegible]に猿と迫づく猿国と足洗
[illegible]くゝ[illegible]と[illegible]と[illegible]と[illegible]時
[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]と走る毛[illegible]も[illegible]
かゝ[illegible]きそる黄[illegible]る[illegible]と振[illegible]しぬ
猿[illegible]服ふる[illegible]国を[illegible]事[illegible]
[illegible]河ふ[illegible]一ト[illegible]ふ猿と[illegible]しく
[illegible]へ[illegible]と[illegible]考(足)[illegible]
遠く[illegible]ふ彼[illegible]と[illegible]ま[illegible]

有る事知[illegible]すさ酒
[illegible]く[illegible]と[illegible]
河豚乃毒と解[illegible]ふ[illegible]の汁毎小役
[illegible]の[illegible]と[illegible]ハさ[illegible]毒
[illegible]と[illegible]
龜こ[illegible]と大[illegible]る亀[illegible]鼈[illegible]と[illegible]
亀[illegible]種[illegible]と[illegible]鼈鼈の二[illegible]の亀[illegible]
人[illegible]と[illegible]の[illegible]と唐[illegible]元年中に

李鶴といふ人あり湖庭の池の魚を毎朝
に付畏面出さず池の上に蓋を画て
鼈ふうわりとなりて鼈をもちまち李
鶴うとうとふをけさく李鶴の約束を
約き李鶴いかゝ問ふ鼈ふいまはしめ
らもてく鶴を石の手ふ居を落て
業法といふ仙人ありをもて
石ふをく鼈を行ふ紙ぬ文を書

鶴をもふを出向ふを今ふ紙ふを紙業
をもふを手を結て石の中へ画のをもね
抱る用ふをもを
稲ふ法く出を蝗といふ出を除ん
をもふ火ふを焼く尾ふ出ふの形
火を好をもふ火乃中へ花ふをのを
焼ふ紙ふ〳〵ふ〳〵ふ紙ふ
むをを云る画

壁風一名小林風（こばやしかぜ）ハ杉乃葉ハ
中より生出るゆゑ色とのくゝもぎ
京ハ所ゝあるゝ事